

令和 4 年 1 月
警 察 庁

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 3 年 11 月 19 日から同年 12 月 18 日までの間、「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、5 件の御意見を頂きました。

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 4 号）
- (2) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 2 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 3 年 11 月 19 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本内閣府令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 意見公募手続を実施した案からの修正

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 18 条の 2、第 36 条及び第 98 条第 1 号並びに別記様式第 18 号の 2、第 29 号の 2、第 32 号の 2、第 36 号及び第 87 号について、技術的修正をしました。
- (2) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第 9 条及び別記様式第 1 号について、最近のフレキシブルディスクの使用状況に鑑み、電磁的記録媒体全般を対象とした規定に改めました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 5 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	4件
電子メール	1件
郵送	0件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

同内閣府令案に対して、

- クロスボウの威力について、規制の対象を拡大するべきである。
- 測定の方法について規定した条項案に反対である。標高等の条件によって結果が変化し得る測定方法が採用されている。
- 別記様式第6号の2のクロスボウ所持許可申請書に記載することとされているクロスボウの全長や全幅の意味等が不明確なので教えてほしい。
- 書類の偽造を防止するため、個人が行政機関に提出する書類については、記名に加えて押印又は署名を求めるべきではないか。
- クロスボウ射撃指導員の指定に当たっては、きちんと試験を課すべきではないか。という御意見がございました。

規制の対象となるクロスボウの「人の生命に危険を及ぼし得る」矢の運動エネルギーの値は、空気銃における「人の生命に危険を及ぼし得る」威力の下限値で弾丸を発射した場合の侵徹量（例えば、弾丸等をゼラチンに対して発射した場合に、そのゼラチンに貫通した距離）と同等の侵徹量となる場合の矢の運動エネルギーを測定した結果を踏まえ、6.0ジュール以上としたものです。実際に規制対象のクロスボウとなるかどうかは、当該クロスボウが発射可能な矢の運動エネルギーの最大値によって判断することとしています。

矢の運動エネルギーの値の測定において、一般的な測定環境の中では、気圧の変化等の影響はほとんどないこと等から、矢の運動エネルギーの値の測定方法に関する規定は適当であると考えています。

クロスボウの全長や全幅の意味については、別記様式第6号の2のクロスボウ所持許可申請書の備考欄に記載されていますが、個別具体のクロスボウについて記載要領等に疑義がある場合は、最寄りの警察署に御相談いただきたいと考えています。

なお、所持許可申請書等の様式については、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における押印規制の抜本的な見直しが掲げられていること等を踏まえ、署名や押印を求めないこととしているものですが、記名も刑法（明治40年法律第45条）第159条に規定する有印私文書偽造罪及び有印私文書変造罪における「署名」に当たるものと解されていることから、偽変造に関して適用される刑法上の罪の成否には影響が生ずるものではないと考えています。

クロスボウ射撃指導員の指定に当たっては、試験を実施することを含め、必要な審査を行い、指定要件を満たしているか判断することとしています。

2 「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正

する規則案」関係

同規則案に対する御意見はございませんでした。

3 その他

本内閣府令案等に対する直接の御意見ではありませんが、銃砲等の取締りに関する御意見等がございました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。